平成２７年（フ）第６２０号
大阪府羽曳野市西浦６丁目１番２－202号、前住所大阪府羽曳野市碓井１丁目695番地の５
債務者　森　　博志
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６２１号
大阪府羽曳野市西浦６丁目１番２－202号、前住所大阪府羽曳野市碓井１丁目695番地の５
債務者　森　　真理
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
長崎県長崎市日の出町９番２号　サンヒル日の出204号
債務者　原田　　昭
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
長崎県長崎市田中町79番地16　県営住宅東望団地１－３棟105号
債務者　宮口　佳子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５７号
岩手県花巻市高木第10地割１番地１
債務者　熊澤　賢治
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第１１１号
北海道帯広市西15条南41丁目６番14号
債務者　遠藤　春惠
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
岩手県北上市鍛冶町２丁目４番６号　平野住宅３号
債務者　高橋　幸恵
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第６４号
岩手県北上市鬼柳町堰合42番地３　コーポ菅102号、旧住所岩手県北上市北鬼柳３地割４番地５　アーバンクロス内
債務者　佐藤　彩華
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第６６号
岩手県北上市村崎野14地割500番地　市営高屋沢住宅32号
債務者　佐藤慶五郎
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第６７号
岩手県花巻市大迫町大迫第４地割37番地１伊藤アパート102号、旧住所岩手県花巻市大迫町外川目第10地割73番地２
債務者　佐々木由利子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第４１８号
仙台市太白区西の平２丁目30番24号
債務者　菊池　康弘
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４２３号
仙台市青葉区中江２丁目２番11号
債務者　須賀川泰彦
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
山形県鶴岡市城北町８番19号
債務者　佐藤　　圭
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第２０１号
茨城県水戸市大串町675番地の５
債務者　笹山　雄二
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１８９号
新潟市西区五十嵐東１丁目４番14号
債務者　伊藤　　薫
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４０号
長野県北安曇郡白馬村大字神城22554番地
債務者　徳武志津雄
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１４１号
長野県長野市西和田１丁目32番35－102号コートタウン西和田
債務者　徳武美智子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
長野地方裁判所松本支部